桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、「再生可能エネルギー推進の町宣言（平成27年桑折町告示第30号）」を踏まえ、原子力への依存からの脱却及び地球温暖化防止の観点から、自然環境への負荷を極力抑えた低炭素・循環型社会を構築することを目指し、町内における再生可能エネルギー導入の推進とエネルギーの効率的な利用を積極的に支援するため、住宅用再生可能エネルギー設備機器（以下「機器」という。）を設置した者（法人を除く。以下同じ。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、桑折町補助金等の交付等に関する規則（昭和56年桑折町規則第７号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 居住 第７条に規定する、桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付申請書（第１号様式）の提出時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第５条の規定により記録されている住所に住むことをいう。

(2) 町税 町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税のことをいう。

(3) 完納 納期未到来の額を除く、すべての町税を納めていることをいう。

(4) 年度　４月１日～翌年の３月３１日までの期間をいう。

　（補助金の交付対象者）

第３条 補助の対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 自ら居住する町内の住宅（自己又は同居の親族の所有するものをいう。）に機器を設置した者又は町内の機器が設置された新築住宅を購入し、居住している者。

(2) 町税を完納している者。（生計を同一にする者を含む。）

(3) 住宅用太陽光発電システム設置の場合、個人で電力事業者と電力受給契約を締結した者。自家消費の場合は、余剰売電を行っていない旨の申立書を提出した者。

(4) 新たに設置した機器について、過去に町から補助金の交付を受けていない者。

(5) 設置に関して、法令、条例等に違反していないこと。

（対象機器）

第４条 補助対象機器及びその要件は、別表第１に定めるものとする。

（補助対象経費）

第５条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象機器の設置に要する経費であって別表第１に定める経費とする。

　（補助金の額）

第６条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は別表第１に定める経費とする。

２ 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

　（補助金等の交付の申請）

第７条　規則第４条第１項の申請書は、桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付申請書（第１号様式）、及び桑折町再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金事業報告書（第２号様式）によるものとし、次の書類を添えて町長へ提出しなければならない。

(1) 機器を設置した住宅の位置図及び着手前の写真（住宅全体）

(2) 機器設置後の写真（住宅全体、太陽電池モジュール、接続箱、インバータ、余剰電力量計）

(3) 機器の設置に要した費用の内訳が記載された工事請負契約書の写し

(4) 機器設置費に係る領収書の写し

(5) 設置した機器の仕様が確認できる書類（モジュール配置図、出力対比表、単線結線図）

(6) 申請者の住民票

(7) 町税等を完納していることを証明する書類（申請者及び建物所有者・共有者全員）

(8) 太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し

(9) 振込口座通帳の写し

(10)別表第２に定める機器ごとの書類

(11)前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　規則第４条第２項第１号から第２号に規定する書類は、同条第３項の規定により提出を省略するものとする。

３　申請の受付は、持参又は郵便等到達したことがわかる方法により送付されたものを、先着順に行うものとする。

４　受け付けた申請に係る補助金の合計が予算の範囲を超えるとみとめられるときは、新たな申請の受付は行わないものとする。

５　補助金の交付は、各機器に対し１住宅につき１回とし、かつ１申請者当たり１回限りとする。

　（補助金等の交付決定の通知）

第８条　規則第７条の規定により通知する場合は桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付決定通知書（第３号様式）により行うものとする。

　（実績報告書等の統合）

第９条　第７条の交付申請は、規則第13条に規定する実績報告の手続きと合わせるものとする。

２　前条の交付決定及び通知は、規則第14条に規定する補助金等の額の確定及び通知の手続きと合わせるものとする。

　（補助金の請求）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付請求書（第４号様式）を町長に提出するものとする。

２　町長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

　（手続代行）

第11条　申請者は第７条に規定する申請を、交付決定者は前条の規定する請求に係る手続きを第三者に代行させることができる。

２　申請者又は交付決定者は、前項の規定により代行による手続きをさせる場合は、手続きを委任する旨を証する書面（第５号様式）を町長に提出しなければならない。

　（交付決定の取消し）

第12条　町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他補助金の使途が不適当と認められたとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定者に通知するものとする。

　（補助金の返還）

第13条　町長は、前条第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

　（処分の制限）

第14条　補助対象者は、機器ごとに次のとおり定める法定耐用年数の期間内において、当該機器を処分しようとするときは、あらかじめ桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金財産処分承認申請書（第６号様式）を町長に提出し、承認を受けなればならない。

(1) 住宅用太陽光発電システム　17年

(2) 定置用リチウムイオン蓄電池システム　６年

(3) バイオマス燃料ストーブ設備　　６年

（4）電気自動車受給電設備（V2Hシステム）　６年

（定期報告等）

第15条　町長は、補助対象者に対し、機器の設置後２年間、桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金定期報告書(第７号様式)、その他の発電量等の状況に関する資料の提出を求めるものとする。

２　前項の場合において、提出を求められた補助対象者はそれに協力するよう努めなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

１　この要綱は、平成29年４月１日から施行し、同日以後に設置した第４条に規定する対象機器又は購入した住宅に設置された第４条に規定する対象機器に係る補助金から適用する。

２　桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付要綱（平成28年桑折町告示第21号）は、廃止する。

３　この要綱の施行の日の前日までに桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付要綱の規定により実施された事業に関する事務手続きは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

４　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

５　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１（第４条、第５条、第６条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象機器 | 機器の要件 | 補助対象経費 | 補助額 |
| 1　住宅用太陽光発電システム | ⑴住宅の屋根等への設置に適した太陽電池による発電設備であって、低圧配電線と逆潮流有りで連携したものであること。⑵太陽光モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置等で構成されたものであること。⑶システムを構成する太陽電池モジュールの交渉最大出力の合計値（kwと表示し、小数点以下２桁未満は切り捨て）、又は、パワーコンディショナの定格出力のいずれかが、１０kw未満のものであること。未使用であること。⑷余剰売電の場合、受給開始日が、前年度の４月１日～現年度の３月１８日までの間であること。⑸自家消費の場合、領収日が前年度の４月１日～現年度の３月１８日までの間であること。 | 太陽光電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付けに要する経費、システムの設置に要する経費 | 1kwにつき3万円、4kwを上限（最大12万円）とする。 |
| ２　定置用リチウムイオン蓄電池システム | ⑴定置用のリチウムイオン蓄電池であって、容量が1kwh以上かつ定格出力が500w以上のものであること。⑵インバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたものであること。⑶耐電圧試験及び絶縁試験を行っているものであること。⑷未使用であること。⑸領収書等の領収日が、前年度の４月１日～現年度の３月１８日までの間であること。 | 蓄電池部、電力変換装置（パワーコンディショナ等）、その他付属機器等の購入及び設置工事に要する経費 | 1kwhにつき2万円、5kwhを上限（最大10万円）とする。 |
| ３　バイオマス燃料ストーブ設備 | ⑴木質ペレット又は薪を燃料として住宅内部の暖房用として設置するもの（未使用品で１台５万円を超えるものであること）⑵領収書等の領収日が、前年度の４月１日～現年度の３月１８日までの間であること。 | 設備本体及び当該設備の設置に要する経費 | 経費の総額に５分の１を乗じて得た額（上限５万円）とする。 |
| ４　電気自動車充給電システム（V2Hシステム） | ⑴電気自動車充給電設備本体、その他付属機器（未使用品で１台５万を超えるものであること。）⑵専ら自家消費の用に供するものであること。⑶未使用であること。⑷領収書等の領収日が、前年度の４月１日～現年度の３月１８日までの間であること。 | 設備本体及び当該設備の設置する工事に係る経費 | 経費の総額に５分の１を乗じて得た額（上限５万円）とする。 |

別表第２（第７条関係）

|  |
| --- |
| 住宅用太陽光発電システム |
| １　電力会社との電力受給契約書の写し（自家消費の場合は、余剰売電をおこなっていない旨の申立書）２　竣工検査の試験記録書の写し３　設置した全パネルの製造品番号が確認できる書類 |
| 定置用リチウムイオン蓄電池システム |
| １ 対象製品の耐電圧試験及び絶縁試験の「試験成績書」等の写し２ 対象製品の製造品番号が確認できる書類 |
| バイオマス燃料ストーブ設備 |
| １　対象設備の仕様を示す書類２　設置工事完了日を証する書類（保証書等）の写し |
| 電気自動車充給電設備（V2Hシステム） |
| １　対象設備の仕様を示す書類２　設置工事完了日を証する書類（保証書等）の写し |